

公示送達書

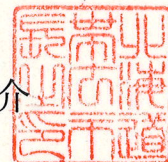
帯広市告示第 177 号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条及び帯広市税条例（昭和25年条例第27号）第17条の規定により、下記の書類を公示送達します。

なお、送達すべき書類は、政策推進部税務室収納課に保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付します。

令和 8 年 6 月 19 日

帯広市長 上野 庸介



送達を受けるべき者

別紙のとおり

送達する書類

別紙のとおり

法の規定により、公示を開始した日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。

